

維持管理委員会規程

維持管理委員会規程

- 第 1 条 維持管理委員会（以下「委員会」という。）の職務は、他の規程によるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第 2 条 委員会は、委員 5 名をもって組織する。
- 2 委員は、理事会が選任したものがあたる。
- 3 委員長は、委員の互選とする。
- 第 3 条 委員の任期は 4 年とする。ただし、再選は妨げない。
- 2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
- 第 4 条 委員会は、委員長がこれを召集する。
- 2 委員長が委員会を招集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。
- 第 5 条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。
- 第 6 条 委員会は、本土地改良区地区内の維持管理規定に定められた財産及び施設の維持管理を有効適切に行い、施設の補修改修事業にも配慮し、維持管理の適正化を図るため、次の事項について理事会の諮問に答申し、又委任された事項を議決して理事長に報告するものとする。
- (1) かんがい施設の維持管理体制、維持管理方法、その他必要な事項を調査審議する。
- (2) 用排水路、農道等の各施設の恒久的利用をめざした維持補修管理を行う。
- (3) 施設の適切な維持管理更新等について、各種事業の導入、補助制度の利用により施設の保全を図る。
- (4) 他種事業等により、土地改良施設の機能を損なうことのないよう、又は開発事業等により汚水雑排水が農産物並びに地域環境に悪影響のでないよう関係機関との連携を密にすること。
- (5) 管理費としての賦課徴収金額、方法。
- 第 7 条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議長は、委員として委員 会議決に加わる権利を有しない。
- 第 8 条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 2 委員会は、必要に応じて職員その他の者の出席を求め意見を徴することができる。
- 第 9 条 委員には、費用弁償を支給する。
- 第 10 条 委員長は、委員会で定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。

付 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から適用する。